

# 令和7年度茨城県U I Jターン・地元定着支援強化事業業務委託仕様書

## 1 委託事業名

令和7年度茨城県U I Jターン・地元定着支援強化事業

## 2 事業の目的

多くの若者が大都市圏で就職するなど、地方における人口流出や少子高齢化により、中小企業等での人材確保が厳しい状況にある。

特に本県は、県内高校生の約8割が東京都を中心とする県外大学に進学し、県内大学卒業生の約6割も県外で就職するなど、多くの人材が県外に流出している。

このことから、首都圏の大学生等を含む若年求職者の県内企業へのU I Jターン就職を促進するとともに、本県内の若年求職者についても、県内企業への定着を図るための施策が不可欠である。

このため、U I Jターン及び地元定着の促進を図ることを目的として本事業を実施する。

## 3 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

なお、事業参加者の負担金は、昼食代や交通費等参加に要する実費を除き無料とすること。

### (1) 「茨城で働く！魅力発見インターン&仕事体験(仮称)」の実施

県内外の学生や転職を希望する一般求職者等を対象に、本県企業の魅力や県内で働くことのメリットをより効果的に体験してもらうため、県内外大学や県内産業界等との連携により、「茨城で働く！魅力発見インターン&仕事体験(仮称)」を実施する。

主な業務内容は次のとおりとする。

#### ア インターンシップ・仕事体験プログラムの設計

- ・企業経営者に随行できる経営者随行型の仕事体験プログラムや採用トレンドを踏まえたテーマ毎のインターンシップ(理工系向け、女性向け)など、県内企業で実施する本県独自のインターンシップ・仕事体験プログラムを設計し、県内企業25社以上で実施すること。
- ・実施にあたっては、必要に応じて、事前に参加者と担当職員等が面談を行うことにより、プログラム参加への事前準備等のフォローを行うこと。
- ・プログラムの設計にあたっては、事前に県と実施方法やスケジュール、成果指標等について十分協議し、成果指標達成のために実施方法や広報手法等を工夫すること。

#### イ 事業実施に伴う業務

- ・受入企業開拓、参加者のとりまとめ、企業と参加者間等の調整(参加者が学生の場合は、学校との調整も含む)、参加者へのアンケート実施(事業参加後の就職状況の把握を含む)及び集計等を行うこと。
- ・県内外大学や県内産業界等の関係団体と連携した広報及び民間就職サイトの保有するデータを活用したターゲティングメール等の有料媒体を通じた広報等の手法により参加者確保を図ること。

### (2) チャレンジいばらき業界研究会(仮称)の開催

県内外の学生や転職を希望する一般求職者等に対し、茨城県内産業界を代表する企業等が産業の特徴や働き方を説明する場を提供することで、参加者の県内産業界への理解を深め、県内への就職意欲を喚起することを目的とする。また、県内外から幅広い参加者を募るた

め、県内および都内での開催を行う。主な業務内容は次のとおりとする。

ア 業界研究会の企画・運営

- ・ 県内で2回、都内で1回、計3回の対面形式による業界研究会を開催することとし、各回30社程度の参加企業を確保すること。実施日時や会場の選定にあたっては、参加者の確保に効果的な日時及び場所であるか(近隣で開催される他のイベントと日時が重複していない、アクセスが良好である等)を考慮すること。  
※なお、委託者において令和7年7月13日(日)の10時から17時の時間帯で、ホテルレイクビュー水戸(茨城県水戸市宮町1-6-1)の「飛天の間ABC」を仮押さえしているため、当該会場を県内開催分の1回として利用することも可能とする。
- ・ 開催にあたっては、事前に県と実施方法やスケジュール、成果指標等について十分協議し、成果指標達成のために実施方法や広報手法等を工夫すること。

イ 事業実施に伴う業務

- ・ 参加企業及び参加者の募集及びとりまとめ、会場の確保、当日の会場運営、参加者へのアンケート実施(事業参加後の就職状況の把握を含む)及び集計等を行うこと。
- ・ 県内外大学や県内産業界等の関係団体と連携した広報及び民間就職サイトの保有するデータを活用したターゲティングメール等の有料媒体を通じた広報等の手法により参加者確保を図ること。

(3)事業を実施する上で必要となる付帯業務

#### 4 本業務の成果指標

各業務のアウトプット及びアウトカム目標値は次のとおりとする。

(1)「茨城で働く！魅力発見インターン&仕事体験(仮称)」

(ア)参加求職者数(アウトプット) 令和7年11月末までに50名  
令和8年3月末までに100名

(イ)成果指標(アウトカム) 事業参加者の内、良質な雇用による正社員就職者  
令和7年11月末までに15名  
令和8年4月末までに23名

(2) チャレンジいばらき業界研究会(仮称)

(ア)参加求職者数(アウトプット) 令和7年11月末までに250名  
令和8年3月末までに500名

(イ)成果指標(アウトカム) 事業参加者の内、良質な雇用による正社員就職者  
令和7年11月末までに36名  
令和8年4月末までに56名

※アウトカムについて

良質な雇用による正社員就職者とは、事業に参加した者のうち正社員として雇用された者で、次の①から⑥を満たすもの。

- ①就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額が229.4千円以上。
- ②月平均所定外労働時間が20時間以下であること。
- ③期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。
- ④派遣労働者でないこと。
- ⑤1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間以上であること。

働時間と同等のものとして雇用される労働者であること。

⑥労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。

#### 4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 5 事業計画書の提出

委託契約締結後、「令和7年度茨城県U I Jターン・地元定着支援強化事業に係る事業計画書（仕様書様式第1号）」を作成し、速やかに提出すること。

#### 6 委託業務の対象経費等

##### (1) 対象経費

上記3に掲げる業務を行うために必要であり、かつ通常業務と仕分けが可能な次の経費  
ア 人件費

事業全体を通じて直接従事する者の直接作業時間に対する人件費  
（報酬、通勤手当、共済費等）

##### イ 事業費

（ア）事業の運営にかかる経費

（イ）「茨城で働く！魅力発見インターン&仕事体験（仮称）」の実施にかかる経費  
（広報宣伝費、印刷製本費、通信運搬費、スタッフ旅費 など）

（ウ）チャレンジいばらき業界研究会（仮称）の開催にかかる経費

（広報宣伝費、印刷製本費、通信運搬費、スタッフ旅費、会場使用料 など）

##### ウ その他事業費

（消費税、知事が必要と認めた経費）

##### (2) 対象とならない経費

・事業との関連が認められない経費

・企業や参加者等に提供する物品（リーフレット、パンフレット、冊子、封筒類を除く。）  
の購入等に係る経費

・企業や参加者等に対する補助、助成等（直接又は間接若しくは名称の如何を問わずこれに類するものを含む。）に係る経費

・機械・機器等備品（取得価格10万円以上）の購入経費

・食糧費

※なお、委託対象経費に一般管理費（直接人件費や直接経費に定率を乗じたもの）は認められないため、具体的な経費の内訳が分かるように積算を作成すること。ただし、受託業者が、社内規定等で、受託する個別事業に係る一般管理費の割合について、直近年度の損益計算書中「売上原価」に占める「一般管理費」の割合によって決定している場合は、当該割合による一般管理経費の計上は可能とする。

#### 7 事業実施状況の把握、県への報告等

(1) 事業の実施状況については、毎月末時点の状況を、翌月の最初の営業日から3営業日以内に県に報告すること。

(2) 事業参加者について、本県企業への就職決定者数に関する効果測定を実施し、県に報告すること。

なお、実施時期及び方法等については別途協議を行う。

- (3) また、上記によらず、委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、県が定める方法により速やかに報告すること。
- (4) 業務が終了した場合は、「業務完了報告書(仕様書様式第2号)」を作成し、委託業務終了の日から起算して30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに知事あて報告すること。

## 8 会計関係資料の作成等に係る留意事項

- (1) 本業務に係る経費は、証拠書類に基づき精算する。
- (2) 請求書や納品書等の支払い証拠書類やスタッフの業務日報等の労働関係帳簿等の証拠書類を整備しておくこと。なお、本事業とその他の事業との経理を明確に区分すること。
- (3) 本業務は、国の「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用したものであるため、会計検査院の現地検査等の対象となることから、上記の証拠書類等は委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておくこと。

## 9 その他

- (1) 本書において、「県」は茨城県を、「県内」は茨城県内を指すものであること。
- (2) 業務の実施にあたっては、当該仕様書の他、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」に規定される要件を遵守すること。
- (3) 事業実施にあたっては、県が実施する求職者向けや企業向けの事業等と連携し、最大限の効果を発揮できるよう努めること。
- (4) 本仕様書に明示なき事項又は業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。